

会 員 各 位

(社) 日本医業経営コンサルタント協会  
会 長 松 田 朗

「認定登録に関する規則」一部改正の通知について

次のとおりに規則の一部改正(太字・下線部分)をしましたので、通知いたします。いずれも平成 22 年度 4 月 1 日から施行いたします。

改 正 後	現 行
<p><b>(登録の更新)</b></p> <p>第 6 条 認定登録 医業経営コンサルタントは、4 月 1 日を起点(年度の途中で新たに登録をした者にあつては、その翌年の 4 月 1 日を起点)として、第 2 項各号に定める登録期間ごとに登録の更新を行う。</p> <p>2 認定登録 医業経営コンサルタントは、登録の更新に必要な継続研修を次の各号にしたがって、順次履修しなければならない。ただし、1 登録期間における履修時間 100 時間のうち、協会本部および支部主催の継続研修を 30 時間以上履修するものとする。</p> <p>(1) 前項に定める起点を経過した後の最初(第 1 回目)の登録期間を 3 会計年度とし、その間に 100 時間(新たに登録した日から起点までの履修時間数を含む。)なお、新入会員研修の受講を必須とする。</p> <p>(2) 前号の次(第 2 回目)の登録期間を 3 年とし、その間に 100 時間</p> <p>(3) 前号の次以降(第 3 回目以降)の登録期間を 4 年とし、その間に 100 時間</p> <p>なお、上記の者にあつては、機関誌 J AHMC への投稿や継続研修講師の引受けなどにより、医業経営コンサルティング実務に関する専門技術的知識、技能、情報等を協会会員に提供することをはじめ、協会諸事業、支部活動等に協力するものとする。</p> <p><b><u>(4) 登録更新にあたり、100 時間を超えて履修した時間数は、25 時間を限度に繰越することができる。ただし、その時間数は、更新後の初年度分に加算されるものとする。</u></b></p> <p>3 (略)</p> <p>4 認定登録 医業経営コンサルタントが、継続研修規則に定めるもののほか、次の各号に該当する場合は、継続研修の履修時間として認定する。</p> <p>(1) 協会が実施する継続研修(支部実施を含む)、継続研修受託団体が実施する継続研修の講師を務めた者にあつては、<b><u>その講義時間数×2</u></b></p> <p>(2) 協会主催の日本医業経営コンサルタント学会に参加、または座長、シンポジスト、</p>	<p><b>(登録の更新)</b></p> <p>第 6 条 認定登録 医業経営コンサルタントは、4 月 1 日を起点(年度の途中で新たに登録をした者にあつては、その翌年の 4 月 1 日を起点)として、第 2 項各号に定める登録期間ごとに登録の更新を行う。</p> <p>2 認定登録 医業経営コンサルタントは、登録の更新に必要な継続研修を次の各号にしたがって、順次履修しなければならない。ただし、1 登録期間における履修時間 100 時間のうち、協会本部および支部主催の継続研修を 30 時間以上履修するものとする。</p> <p>(1) 前項に定める起点を経過した後の最初(第 1 回目)の登録期間を 3 会計年度とし、その間に 100 時間(新たに登録した日から起点までの履修時間数を含む。)なお、新入会員研修の受講を必須とする。</p> <p>(2) 前号の次(第 2 回目)の登録期間を 3 年とし、その間に 100 時間</p> <p>(3) 前号の次以降(第 3 回目以降)の登録期間を 4 年とし、その間に 100 時間</p> <p>なお、上記の者にあつては、機関誌 J AHMC への投稿や継続研修講師の引受けなどにより、医業経営コンサルティング実務に関する専門技術的知識、技能、情報等を協会会員に提供することをはじめ、協会諸事業、支部活動等に協力するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 認定登録 医業経営コンサルタントが、継続研修規則に定めるもののほか、次の各号に該当する場合は、継続研修の履修時間として認定する。</p> <p>(1) 協会が実施する継続研修(支部実施を含む)、継続研修受託団体が実施する継続研修の講師を務めた者にあつては、<b><u>その講義時間数</u></b></p> <p>(2) 協会主催の日本医業経営コンサルタント学会に参加、または座長、シンポジスト、</p>

演者（以下「発表者等」という。）となった場合には、次による。

- ① 参加者には、その都度決定される時間数
- ② 発表者等には、上記の時間数に5時間を加算した時間数
- (3) 次の要件を満たす講演会、研修会、セミナー、シンポジウム等の講師としての実績をあげた場合には、その講義時間数×2。ただし、年間12時間を限度とする。
  - ① 行政機関、公的機関（医療機関を除く）、医療関係団体（日本医師会、日本歯科医師会、全日本病院協会、日本病院会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会および各地方のこれに準ずる団体）が、医療関係者（事務部門を含む）およびその学生を対象に実施する講演会、研修会、セミナー、シンポジウム等であること
  - ② かつ、その講義の内容が医業経営に関する専門技術的知識、技能、情報、にかかるものであること、なお、履修時間報告のとき、講師要請書、プログラム等を添付すること

(以下略)

付 則（平成22年3月31日一部改正）

- 1 この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

演者（以下「発表者等」という。）となった場合には、次による。

- ① 参加者には、その都度決定される時間数
- ② 発表者等には、上記の時間数に5時間を加算した時間数
- (3) 次の要件を満たす講演会、研修会、セミナー、シンポジウム等の講師としての実績をあげた場合には、その講義時間数。ただし、年間6時間を限度とする。
  - ① 行政機関、公的機関（医療機関を除く）、医療関係団体（日本医師会、日本歯科医師会、全日本病院協会、日本病院会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会および各地方のこれに準ずる団体）が、医療関係者（事務部門を含む）およびその学生を対象に実施する講演会、研修会、セミナー、シンポジウム等であること
  - ② かつ、その講義の内容が医業経営に関する専門技術的知識、技能、情報、にかかるものであること、なお、履修時間報告のとき、講師要請書、プログラム等を添付すること

(以下略)